

米軍 F-22A ラプター戦闘機の嘉手納基地への 常駐的配備に反対する意見書

米空軍は平成26年1月14日、米バージニア州ラングレー基地所属の F-22A ラプター戦闘機12機と兵員約300人を嘉手納基地に暫定配備すると発表し、同日中に9機、残り3機が15日に飛来してきた。

F-22A ラプター戦闘機の暫定配備は、平成19年2月の初配備以降、今回で8回目となり、継続的に実施されてきた。昨年も1月から9ヵ月間の長期にわたり配備が実施され、まさに常駐化と言わざるを得ない。

現在、嘉手納基地は常駐機の F-15 イーグル戦闘機のみならず FA-18 ホーネット戦闘攻撃機、AV-8B ハリアー攻撃機等の外来機が飛来しており、飛行訓練は過密化し、騒音激化や戦闘機事故の危険性は増大している。

これまで嘉手納町議会は、同戦闘機の嘉手納基地への一時配備計画が浮上してきた当初から、一時配備が繰り返されるうちに配備期間の長期化及び常駐化に繋がることを懸念し強く反対してきた。周辺住民の忍耐はすでに限界に達しており、これ以上の基地機能強化、基地被害の増大に繋がる一切の配備を断じて容認することはできない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産及び安全、平穏な生活を守る立場から、関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を強く要求する。

記

1. F-22A ラプター戦闘機の嘉手納基地への暫定配備を即時中止し、同部隊を即時撤去すること。
2. F-22A ラプター戦闘機など外来機の飛行訓練は、いかなる理由があるにせよ中止すること。
3. 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 1月22日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄大使
沖縄防衛局長 沖縄県知事

米軍 F-22A ラプター戦闘機の嘉手納基地への 常駐的配備に反対する抗議決議

米空軍は平成26年1月14日、米バージニア州ラングレー基地所属の F-22A ラプター戦闘機12機と兵員約300人を嘉手納基地に暫定配備すると発表し、同日中に9機、残り3機が15日に飛来してきた。

F-22A ラプター戦闘機の暫定配備は、平成19年2月の初配備以降、今回で8回目となり、継続的に実施されてきた。昨年も1月から9ヵ月間の長期にわたり配備が実施され、まさに常駐化と言わざるを得ない。

現在、嘉手納基地は常駐機の F-15 イーグル戦闘機のみならず FA-18 ホーネット戦闘攻撃機、AV-8B ハリアー攻撃機等の外来機が飛来しており、飛行訓練は過密化し、騒音激化や戦闘機事故の危険性は増大している。

これまで嘉手納町議会は、同戦闘機の嘉手納基地への一時配備計画が浮上してきた当初から、一時配備が繰り返されるうちに配備期間の長期化及び常駐化に繋がることを懸念し強く反対してきた。周辺住民の忍耐はすでに限界に達しており、これ以上の基地機能強化、基地被害の増大に繋がる一切の配備を断じて容認することはできない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産及び安全、平穏な生活を守る立場から、関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を強く要求する。

記

1. F-22A ラプター戦闘機の嘉手納基地への暫定配備を即時中止し、同部隊を即時撤去すること。
2. F-22A ラプター戦闘機など外来機の飛行訓練は、いかなる理由があるにせよ中止すること。
3. 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をやめること。

以上、決議する。

平成26年 1月22日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長